

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」 の概要（案）

特定秘密保護法（以下「法」という。）第19条及び運用基準V5（3）の規定により、政府は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとされており、今回は、令和5年1月1日から同年12月31日までの間を対象期間とする報告・公表を行った。その概要は下記のとおりである。

なお、令和5年末時点で法上の行政機関は28機関あり、このうち秘密指定権限を有するものは20機関である。

記

1 対象期間中の状況

（1）特定秘密の指定

令和5年中、9機関で53件の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表1のとおりである。

（2）指定の有効期間の満了、延長及び解除等

令和5年中、指定の有効期間を満了したものは0件、延長をしたものは8機関・39件、指定を解除したものは2機関・4件であった。また、特定秘密を指定している13機関全てが、指定の理由の点検を実施している。

（3）国立公文書館その他の施設への移管及び廃棄

令和5年中の移管件数は0件、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は2機関・8件、緊急廃棄された文書の件数は0件であった。

（4）違反事例等に関する運用基準に基づく通報

令和5年中の通報件数は0件であった。

（5）適性評価

令和5年中の実施件数は25機関・24,569件（このうち適合事業者の従業者は5機関・1,551件）であった。行政機関別の内訳は、別表2のとおりである。このほか、適性評価の実施に同意をしなかった件数は23件であった。

2 対象期間末時点における状況

（1）特定秘密の指定

令和5年末時点の総指定件数は13機関・751件である。行政機関別の内訳及び過去5年間の推移は、別表3のとおりである。類型別では、暗号、情報収集衛星及び武器等の仕様、性能等に関するものが計275件と多くなっている。

（2）指定の有効期間

751件のうち736件に5年の有効期間が設定されている。指定時点からの通算期間を見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが231件、5年を超えて10年未満となるものが10件、10年以上となるものが508件である。また、指定を解除すべき条件を設定しているのは196件である。

(3) 特定秘密が記録された行政文書の保有状況

令和5年末時点、特定秘密が記録された行政文書が14機関で計682,841件保有されている。前年末時点より69,113件増加した。

(4) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者

令和5年末時点、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は26機関・135,479人（このうち、適合事業者の従業者は5機関・4,775人）である。行政機関別の内訳は、別表4のとおりである。

3 漏えい事案への対応の状況

令和6年4月26日、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密の漏えい事案の発生を公表し、懲戒処分を行うとともに、再発防止に向けた防衛大臣指示を発出した。内閣官房も、各行政機関に再発防止対策の徹底に関する通知を发出するとともに、高市国务大臣が、5月8日の内閣保全監視委員会において再発防止対策を指示した。これらを受けて、各行政機関は、業務手順の再点検や、両事案の教訓事項を盛り込んだ保全教育を実施した。

4 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

内閣府独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において特定秘密である情報が記録されていながら同表示をしていない頁に当該表示を行う等の所要の措置を講じるとともに、内閣官房から必要な通知を发出した。また、衆議院情報監視審査会の令和4年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を審査会で説明した。

5 内閣府独立公文書管理監からの意見

是正の求めを受けて、関係行政機関において所要の措置が講じられたものと承知している、また、実効的な研修等により、各行政機関における法のより一層適正な運用に努められたい、との意見が出された。

6 有識者からの意見

調整中

別表 1 : 令和 5 年中の各行政機関の指定件数

行政機関名	指定件数
国家安全保障会議	1 (1)
内閣官房	8 (5)
警察庁	6 (6)
総務省	1 (0)
公安調査庁	2 (2)
外務省	1 (1)
海上保安庁	1 (1)
防衛省	32 (26)
防衛装備庁	1 (1)
合計	53 (43)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数

別表 2 : 令和 5 年中の各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関名	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	511	256	767
内閣府	54	0	54
警察庁	1,007	0	1,007
警察庁	228	0	228
都道府県警察	779	0	779
金融庁	2	0	2
消費者庁	9	0	9
総務省	31	0	31
消防庁	15	0	15
法務省	7	0	7
出入国在留管理庁	10	0	10
公安調査庁	81	0	81
外務省	348	6	354
財務省	96	0	96
文部科学省	12	4	16
厚生労働省	35	0	35
農林水産省	12	0	12
水産庁	49	0	49
経済産業省	55	0	55
資源エネルギー庁	7	0	7
国土交通省	33	0	33
気象庁	6	0	6
海上保安庁	266	0	266
環境省	8	0	8
原子力規制委員会	8	0	8
防衛省	20,060	343	20,403
防衛装備庁	296	942	1,238
合計	23,018	1,551	24,569

別表 3 : 各行政機関において指定されている特定秘密の件数

行政機関名	令和元年末 時点	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点
国家安全保障会議	6	7	8	9	10
内閣官房	87	94	102	108	116
内閣府	0	0	0	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	43	41	45	49	55
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	9	11	11	11	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	24	26	30	32	34
外務省	39	40	41	43	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20	21	22	23	24
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	318	349	375	399	429
防衛装備庁	17	18	19	21	22
合計	569	613	659	702	751

別表 4 : 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関名	令和3年末時点			令和4年末時点			令和5年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,945	885	1,060	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	1	1	0
内閣府	107	107	0	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,558	3,558	0	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	649	649	0	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,909	2,909	0	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	9	9	0	10	10	0	10	10	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0	16	16	0
総務省	73	73	0	120	120	0	113	113	0
消防庁	22	22	0	23	23	0	24	24	0
法務省	23	23	0	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	36	36	0	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	245	245	0	270	270	0	286	286	0
外務省	1,267	1,229	38	1,171	1,140	31	1,298	1,262	36
財務省	219	219	0	257	257	0	290	290	0
文部科学省	97	77	20	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	11	11	0	16	16	0	31	31	0
農林水産省	48	48	0	46	46	0	44	44	0
水産庁	52	52	0	42	42	0	48	48	0
経済産業省	144	144	0	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	14	14	0	15	15	0	9	9	0
国土交通省	100	100	0	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	754	754	0	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	34	34	0	39	39	0	21	21	0
防衛省	123,234	122,282	952	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,264	890	1,374	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	134,297	130,853	3,444	132,567	128,739	3,828	135,479	130,704	4,775

(注1) 指定権限を有さない行政機関である文部科学省においては、特定秘密を取り扱う可能性がある宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもの等に係る所掌事務を遂行するため、適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。